

令和 8 年 4 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 8 年 4 月 2 1 日（火）
開会：午前 1 0 時 閉会：午前 1 0 時 2 0 分
- 2 開催場所 新館特別会議室
- 3 会議次第
 - 3 月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第 2 3 号 令和 7 年度大津市一般会計教育費 2 月補正予算（第 1 次）に関する意見の申出に係る臨時代理について（科学館）
 - 議案第 2 4 号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第 2 5 号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第 2 6 号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
宿谷教育部長、清水科学館長、東教育部次長、上杉教育部次長、白井教育総務課長、二ノ宮同課参事、瀬戸同課長補佐、藤井同課企画総務係長、北同課主任、市川同課主任、藤橋教職員室長、南出学校教育課長、清村同課参事、福田児童生徒支援課長、浜本学校給食課長、南井生涯学習課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0 人 (2) 市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

3月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第23号 令和7年度大津市一般会計教育費2月補正予算(第1次)に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○東教育部次長 本件は、市議会2月通常会議に提出した補正予算案について、先の定例会開催後に国の補正予算が成立したことを受け、2月補正予算として追加で議案上程したものであり、定例会を開催する時間的余裕がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の議決を求めるものである。

今回の補正予算の概要について、国の補正予算を活用した事業費の補正として、科学館のプラネタリウムの更新に係る経費を本補正予算に計上するとともに、翌年度へ繰り越すものであり、補正額は3億1,316万5,000円の増額となり、補正後の教育費予算総額は、213億3,049万3,000円となる。

科学館管理運営事業費について、科学館プラネタリウム更新に係る関連経費として3億918万2,000円、プラネタリウム番組制作他関連経費として398万3,000円をそれぞれ国の地域未来交付金を活用した整備に要する経費の補正として、補正予算に計上するとともに、翌年度に繰り越すものである。なお、補正額3億1,300万円のうち、2分の1の1億5,600万円が国庫補助であり、残額が市債での対応となる。

【質疑】

○田村委員 補正予算の事業概要に記載の地域未来交付金について、交付決定はいつか。前年度に申請したものが、交付決定されて今回の補正に繋がったという理解でよいか。

○清水科学館長 当初は令和8年度当初予算で計上していたが、国の令和7年度2月補正予算において前倒しで採択されたので、本市でも同じく令和7年度2月補正予算において前倒しで予算計上し、繰り越したものである。

【採決】 承認

○議案第24号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

○議案第25号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

○議案第26号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について

【説明】

○白井教育総務課長 3件の議案は、主に令和8年4月1日付けの人事異動等に伴う所要の改正について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなかったことから、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

議案第24号大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正は、視聴覚ライブラリーの職員について、生涯学習センターに副参事の配置がなくなったことから、規定を整備したものである。

続いて、議案第25号大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正は、生涯学習センター所長、科学館長、和邇図書館長、図書館南郷分館長、及び一部の公民館長の職位が変更となったことに伴い、規定の整備を行ったものである。

続いて、議案第26号大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について、3月定例会にてご承認いただいた令和8年度の人事異動案のうち、北部地域文化センター所長及び北図書館長として配属される予定の職員が急遽退職したことに伴い、東教育部次長を、北部地域文化センター所長及び北図書館長として、新たに任命したものである。

【質 疑】

- 関委員 事務決裁規程第14条第2項が追加された趣旨をお伺いしたい。
- 白井教育総務課長 事務決裁規程第14条第2項については、生涯学習センター及び科学館においては別表に掲げている決裁事項のうち、教育長の決裁を要する事項または重要な事項については教育部長の合議を受けなければならないとしたものであり、こちらについては、令和8年度より生涯学習センター及び科学館館長の職が部長級の職となったため、教育部長の合議を受けるということで規定を設けたものである。
- 関委員 今までにはなかった条項を付け加えた趣旨はなにか。
- 宿谷教育部長 生涯学習センター所長及び科学館長は令和8年度より部長級となり、部長権限で決裁できることは所属内で決裁することになるが、教育長など上位の決裁者に回付するときには教育部長の決裁を要するという趣旨でこの文言が入ったものである。これまで生涯学習センター及び科学館については課長級の所長であったので、このような規定がなかったため、今回追加したものである。
- 田村委員 資料に「別表」との記載があるが別表がついておらず、どういう項目がついていたのか分からない。視聴覚ライブラリーの職員数について、副参事職が無くなったことによって、総職員数は減っているか。
- 藤井企画総務係長 職員数に変更はない。副参事職が異動となったため、規定を修正したものである。
- 田村委員 教育委員会の職員総数を減らさないよう支援してほしいという意図で質問した。

【採 決】 承認

閉会 教育長が4月定例会の閉会を宣言